

福岡県公報

平成二十一年一月十四日
第二千九百十八号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

(市町村支援課) …………… 一

再掲

公職選挙法等の規定による報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

(市町村支援課) …………… 二五

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程

(市町村支援課) …………… 二八

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第十号

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年一月十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成七年二月福岡県選挙管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「ポスター作成証明書」の下に、「使用又は作成の実績に基づき作

成し」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者と同項の自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第十三条第一項第四号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第五条第一項中「燃料供給業者又はポスター作成業者」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第二条第二項の確認書及び前条第二項に規定する書面の写し、ポスター作成業者」に改め、「当該証明書のほかに」を削る。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (自動車の使用の契約届出書の様式) (第1条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

福岡県選挙管理委員会委員長 氏名あて

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 印

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ					
運転手 の雇用					
燃料代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式 (ポスター作成の契約届出書の様式) (第1条関係)

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

福岡県選挙管理委員会委員長 氏名あて

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 印

記

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名	契約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（自動車の燃料代の確認申請書の様式）（第2条関係）

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号口の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

福岡県選挙管理委員会委員長 氏名あて

年 月 日執行

選挙（ 選挙区）

候補者 氏 名 印

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃 料 代 計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に、候補者から福岡県（市町村支援課）に提出してください（県議会議員選挙において地方書記室が設置されている場合には、地方書記室に提出してください。）。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式 (ポスター作成枚数確認申請書の様式) (第2条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

福岡県選挙管理委員会委員長 氏名あて

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 印

記

1 契約年月日 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 金 額	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に、候補者から福岡県（市町村支援課）に提出してください（県議会議員選挙において地方書記室が設置されている場合には、地方書記室に提出してください）。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式（自動車燃料代確認書の様式）（第2条関係）

確認番号 第 号

自動車燃料代確認書

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号口の規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号口に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

福岡県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 年 月 日執行 選挙（ 選挙区）
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに、当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、福岡県に支払を請求することはできません。

第七号様式を次のように改める。

第7号様式 (自動車使用証明書の様式) (第4条関係)

選挙運動用自動車使用証明書
(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 印

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	一般乗用旅客自動車運送 1 事業者との運送契約によ る場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名			
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
	年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が福岡県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、福岡県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 円
 - (2) (1)以外の場合 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、福岡県に支払を請求することはできません。

第八号様式を次のように改める。

第8号様式 (自動車使用証明書の様式) (第4条関係)

選挙運動用自動車使用証明書
(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 印

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が福岡県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、福岡県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

第九号様式を次のように改める。

第9号様式 (自動車使用証明書の様式) (第4条関係)

選挙運動用自動車使用証明書
(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 印

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が福岡県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、福岡県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、1日につき 円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、福岡県に支払を請求することはできません。

第十号様式を次のように改める。

第10号様式 (ポスター作成証明書の様式) (第4条関係)

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者氏名印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が福岡県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、福岡県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{\text{円} + \text{円} \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

(1円未満の端数は切上げ)

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{\text{円} + \text{円} \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

(1円未満の端数は切上げ)

単価×確認された作成枚数=限度額

第十一号様式を次のように改める。

第11号様式 (請求書の様式) (第5条関係)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

福岡県知事 あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

印

記

1 請 求 金 額

円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行

選挙 (選挙区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、福岡県に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

第十一号様式 別紙その二(二)を次のように改める。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日		円 ℓ 円 ()×()=	/	/	
年・月 日		円 ℓ 円 ()×()=	/	/	
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第十二号様式を次のように改める。

第12号様式 (請求書の様式) (第5条関係)

請 求 書
(ポスターの作成)

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

福岡県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

印

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福岡県に支払を請求することはできません。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公格式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第二項において準用する同条例第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第百二十三号

公職選挙法等の規定による報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十二月二十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

公職選挙法等の規定による報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する

告示

公職選挙法等の規定による報告書等の閲覧に関する規程（平成十二年五月福岡県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（公職選挙法に基づく閲覧）」を付し、同条第一項を次のように改める。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。次項において「法」という。）第百九十二条第四項の規定による第百八十九条第一項に規定する報告書のうち福岡県選挙管理委員会（以下「県の委員会」という。）において受理したもの（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧を請求しようとするもの（次項において「請求者」という。）は、必要な事項を記載した書面（様式第一号）を県の委員会に提出しなければならない。

第一条第三項中「前二項」を「前三項」に、「者」を「もの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「報告書」を「収支報告閲覧対象文書」に、「取扱い」を「取り扱い」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 県の委員会は、法第百九十二条第四項の規定による閲覧の請求があったときは、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書を請求者に閲覧させるものとする。

3 収支報告閲覧対象文書の閲覧は、県の委員会の指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

4 収支報告閲覧対象文書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
第二条を次のように改める。

（政党助成法に基づく閲覧）

第二条 前条の規定は、政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第五項の規定による都道府県提出文書のうち県の委員会において受理したものの閲覧について準用する。この場合において、第一項中「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。次項において「法」という。）第百九十二条第四項の規定による第百八十九条第一項に規定する報告書」とあるのは「政党助成法（平成六年法律第五号。次項において「法」という。）第三十二条第五項の規定による都道府県提出文書」と、「様式第一号」とあるのは「様式第二号」と、第二項中「法第百九十二条第四項」とあるのは「法第三十二条第五項」と読み替えるものとする。
附則の次に次の二様式を加える。

附則

この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第二項において準用する同条例第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程を次のように定める。

平成二十年十二月二十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程

趣旨

第一条 この規程は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第二十条の二第二項の規定に基づき、法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書、法第十四条第一項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）の閲覧又は写しの交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の請求）

第二条 法第二十条の二第二項の規定により、収支報告書等のうち福岡県選挙管理委員会（以下「県の委員会」という。）において受理したものの（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧を請求しようとするもの（次条第一項において「閲覧請求者」という。）は、必要な事項を記載した書面（様式第一号）を県の委員会に提出しなければならない。

（閲覧）

第三条 県の委員会は、法第二十条の二第二項の規定による閲覧の請求があったときは、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書を閲覧請求者に閲覧させるものとする。

2 収支報告閲覧対象文書の閲覧は、県の委員会の指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 収支報告閲覧対象文書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 収支報告閲覧対象文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前三項の規定に違反するものに対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（写しの交付の請求）

第四条 法第二十条の二第二項の規定により、収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとするもの（以下「交付請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（様式第二号）を県の委員会に提出しなければならない。

一 交付請求者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 写しの交付を請求する政治団体の名称及び収支報告閲覧対象文書

三 前二号に掲げるもののほか、様式第二号に定める事項

2 県の委員会は、第一項の書面に形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県の委員会は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（写しの交付）

第五条 県の委員会は、法第二十条の二第二項の規定による写しの交付の請求があつたときは、当該請求のあつた日から十五日以内に、交付請求者に対し、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付する旨並びに当該写しを交付する日時及び場所を書面（様式第三号）により通知するものとする。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を十五日以内に限り延長することができる。この場合において、県の委員会は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面（様式第四号）により通知しなければならない。

3 法第二十条の二第二項の規定による写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書

が著しく大量であるため、当該請求があつた日から三十日以内にそのすべてについて第一項の規定による通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県の委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第一項の規定による通知をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による通知をすれば足りる。この場合において、県の委員会は、同項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を書面（様式第五号）により通知しなければならない。

- 一 本項を適用する旨及びその理由
 - 二 残りの収支報告閲覧対象文書について第一項の規定による通知をする期限
- 4 県の委員会は、第一項の規定による通知をしたときは、交付請求者に対し、速やかに当該通知に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。

（写しの交付の方法）

第六条 法第二十条の二第二項の規定による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 収支報告閲覧対象文書を複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写したものの（白黒で複写したものに限る。）の交付
- 二 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付
- 三 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

（費用負担）

第七条 法第二十条の二第二項の規定による収支報告閲覧対象文書の写しの交付を受けるもの（第三項において「受領者」という。）は、当該写しの交付に要する費用を負

担しなければならない。

2 前項の写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあっては、その合算額）とする。

- 一 前条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円
- 二 前条第二号に掲げる交付 フレキシブルディスクカートリッジ一枚につき五十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額
- 三 前条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき八十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

3 受領者は、前項の費用を前納しなければならない。

附 則

この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。

様式第2号 (第4条関係)

収支報告書等の写しの交付請求書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

住 所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
(〒)

請 求 者

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -
(連絡先又は連絡担当者が上記と異なる場合は、その連絡先又は連絡担当者)
(〒)

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 20 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり収支報告書等の写しの交付を請求します。

<p>請求する政治団体の 名称及び収支報告書等</p>	
<p>写しの交付の方法</p> <p>該当する 内にレ印を記入 してください。</p>	<p>複写機により日本工業規格 A 列 4 番の用紙に複写したもの (白黒) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を次の媒体に複写 したもの (F D C D - R)</p> <p>郵送希望</p>

様式第 3 号 (第 5 条関係)

収支報告書等の写しの交付通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで請求のあった収支報告書等の写しについては、次のとおり
交付しますので、政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関す
る規程（平成 20 年 12 月福岡県選挙管理委員会告示第 124 号）第 5 条第 1 項の規定により
通知します。

請求に係る政治団体の 名称及び収支報告書等		
収支報告書等の写しを 交付する日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
	場 所	
連絡事項等		
問い合わせ先	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県選挙管理委員会	
	電話番号 (092) 643-3077	

注 1 収支報告書等の写しの交付を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により連絡してください。

様式第4号（第5条関係）

収支報告書等の写しの交付通知期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで写しの交付請求のあった収支報告書等の写しについては、次のとおり交付の通知の期間を延長したので、政治資金規正法の規定による収支報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成20年12月福岡県選挙管理委員会告示第124号）第5条第2項の規定により通知します。

請求に係る政治団体の名称及び収支報告書等	
延長前の写しの交付の通知の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の写しの交付の通知の期間	年 月 日 まで
延長の理由	

様式第5号（第5条関係）

収支報告書等の写しの交付通知期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで写しの交付請求のあった収支報告書等の写しについては、次のとおり交付の通知の期間を延長したので、政治資金規正法の規定による収支報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成20年12月福岡県選挙管理委員会告示第124号）第5条第3項の規定により通知します。

請求に係る政治団体の名称及び収支報告書等	
延長前の写しの交付の通知の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
請求に係る収支報告書等のうちの相当の部分について写しの交付の通知をする期間	年 月 日 まで
残りの収支報告書等について写しの交付の通知をする期限	年 月 日
政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程第5条第3項を適用する理由	

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）